

令和5年4月1日(土)から栄地区周辺で自転車等放置禁止区域を 指定・拡大し、自転車駐車が有料化されます。

- ◆ 放置禁止区域の指定がされると？
区域内に自転車等を放置すると**即時撤去**の対象です。

※放置とは、自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいいます。

- ◆ 放置禁止区域の範囲は？

裏面の別図参照。栄地区全体が指定・拡大。
(詳細の区域は本市のウェブサイトでもご確認いただけます)



- ◆ 撤去された自転車等の引き取りは？
保管場所(栄・六反)に搬入。手数料を支払い、引き取り。
手数料は、**自転車3,500円、原動機付自転車5,000円**。
(50cc以下)

- ◆ 撤去されないためには？

道路上に設置された有料駐輪場もしくは施設(民地内)に設置された駐輪場を利用してください。

- ◆ 有料自転車駐車の設置場所や利用料金、
定期利用の申込みについて

定期利用のお申込みはウェブサイト

(<http://www.ivy-park.com>)にて受け付けます。(先着順)



有料自転車駐車の設置場所や利用料金についても上記ウェブサイトでご確認いただけます。

詳しくは、葛井株式会社コールセンター(0120-924-396)へお問い合わせください。(管理番号2002)

対策の効果イメージ



放置禁止区域指定及び有料化前



放置禁止区域指定及び有料化後

栄地区始め都心部における自転車等駐車場の有料化及び
自転車等放置禁止区域の指定・拡大について

栄駅・高岳駅・久屋大通駅・大須観音駅・伏見駅・矢場町駅の
自転車等放置禁止区域（令和5年4月～）

別図

凡例

- 現在の放置禁止区域
- R5年4月から追加される放置禁止区域
- R5年4月から新規有料化の駅

